

友和小学校いじめ防止等に係る基本方針

廿日市市立友和小学校

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、教育委員会や家庭・地域・関係機関等と連携を深め、児童の健全育成に取り組む体制を、確実に整備するものとし、それらを実施するための体制について定める。

2 「いじめ」とは

(1) いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童」とは、学校に在籍する児童をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで対応することが必要である。

(2) いじめの構造

「いじめの構造」について、文部科学省は、生徒指導提要（平成22年3月）において、次のように示している。

いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのです。日本のいじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。

(3) いじめの構造を踏まえた指導上の留意点

いじめの構造に基づいて、心身の苦痛を感じている児童の立場に立って考えること、加害者への指導はもちろん、観衆や傍観者への指導、仲裁者を育てる指導が重要であることを踏まえ、児童全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ、学級集団等においていじめをなくしていこうとする雰囲気醸成することが大切である。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめの定義や、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないように、次に示す四つの視点で、全校をあげて計画的、体系的、組織的にいじめ防止対策に取り組む。

(1) いじめの未然防止

「いじめは命に関わる重要な課題である」との認識の下、「いじめをしない」、「いじめを許さない」、「いじめを自ら解決しようとする」児童を育成する取組を行い、教育活動全体を通じて、人と人が触れ合い、多様な体験を通して豊かな人間性を培う全人教育を充実する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

児童が発する小さなサインを見逃さないよう努めるとともに、児童が相談したいという信頼関係を築いていく。

また、普段から個々の教職員が情報収集を行うことに加えて、定期的なアンケート調査や教育相談等を行うことにより、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、日常的にささいな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応する。

(3) いじめへの対処

教職員が一人で抱え込むことなく、学校に設置するいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策委員会」という。）等に迅速に報告し、校長のリーダーシップの下、全教職員が児童を守りきるという立場に立ち、組織的な対応を行う。

また、学校が組織的な対応を行うことができるように教育委員会と連携することが必要である。

(4) 教育委員会・家庭・地域等との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すために、教育委員会や家庭・地域・関係機関等とより一層連携・協力し、大人たちが児童を見守るサポート体制を構築する。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「学校いじめ防止対策委員会」を活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

ア 「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。（法第13条）

イ 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

「学校いじめ防止対策委員会」を設置（法第22条）し、教職員がチームで対応し多面的にアセスメントできる体制を整備することで、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。

ウ 教育相談体制及び生徒指導体制の構築

教育相談体制及び組織的に取組を行うための生徒指導体制の整備を行う。

エ 年間活動計画の作成

学校いじめ基本方針に基づき、年間活動計画を作成する。

- オ 「学校いじめ防止対策委員会」の機能化
教職員がチームで対応し多面的にアセスメントできるよう、「学校いじめ防止対策委員会」を中心とした体制を整備する。
- カ アンケート調査の効果的な実施及び活用
児童が書きやすい工夫や、過去に遡って指導に生かすことができるよう、アンケート調査を効果的に実施し、及び活用する。
- キ 関係機関との連携
いじめの防止等に関する対策が適切に行われるために、関係機関との連携を行う。
- ク 児童及び保護者への啓発・広報
 - (ア) いじめの防止等に関する教育活動や児童の主体的な活動について、児童及び保護者への啓発・広報を行う。
 - (イ) 学校と家庭が連携して児童を見守り育てるために、いじめの防止等に関する取組について保護者への啓発・広報を行う。
- ケ いじめの防止等に関する相談窓口の周知
児童、保護者等へいじめ相談窓口について周知する。
- コ いじめを認知した場合の具体的な対応プログラムの作成及び確認
いじめを認知した場合に組織的に対応するために、対応の手順を示したプログラムを作成する。また、適宜いじめ発生を想定した訓練を実施する。
- サ 「学校いじめ基本方針」の検証
「学校いじめ基本方針」は、取組の効果の検証を年1回行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（法第28条）

重大事態

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）。
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

学校で重大事態が発生した場合には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守る立場に立って事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同様の事態の再発を防ぐための調査を実施する。

調査を実施するに当たっては、調査の内容をいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

（法第28条第2項）

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告する。（法第30条第1項）
- イ 学校は、「学校いじめ防止対策委員会」を母体に重大事態対応プロジェクトチームを設置し、教育委員会の指導の下、関係者への聴き取り調査、アンケート調査の実

施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための初期調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。(法第28条第1項)

(3) 具体的な対応

発生事案について、「学校いじめ防止対策委員会」において重大事態と判断した場合又は「廿日市市いじめ防止対策委員会」から重大事態と指摘された場合は、市教育委員会との連携の下、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
- (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

6 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) 「学校いじめ防止対策委員会」において、アンケート結果、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。